

## 仕 様 書

### 1 業務名

避難場所標識撤去業務

### 2 業務内容

受託者は、委託者が指定する日時に、自立型の標識（基礎部分も含む）を撤去すること。ただし、「栄通児童会館」については、避難場所標識の看板部分だけを撤去することとし、支柱等の撤去は行わないこととする。

また、標識撤去後は、埋め戻しを施すなど、原状回復を行うこと。

業務に伴い発生する廃材（支柱、標識版、基礎等）については、受託者の責において、関係法令に基づき適切に処分等を行うこと。

### 3 設置場所等

別紙1「避難場所標識撤去一覧」、別紙2「個別調査報告書」のとおり

### 4 履行期限

契約締結の日から令和5年12月27日（水）まで

### 5 提出資料

設置場所ごとの標識撤去、原状回復の完了後、業務の完了状況を把握できる写真（地表部含む）を撮影し、完了届と併せて委託者に提出する。

### 6 その他

- (1) 本業務で出入りする施設等においては、施設の汚損や破損等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (2) 本業務においては、法令を遵守し、道路占用許可や設置場所ごとの立入届の提出等の必要な手続きを受託者の責において行うとともに、事故等が発生しないよう十分に配慮すること。
- (3) 業務上の事故については、受託者の負担において処置し、遅滞なく委託者に報告すること。
- (4) 施設内における養生資材等の必要資機材については、受注者が準備すること。
- (5) 本業務の実施にあたっては、事前に委託者と作業日時等の調整を行うこと。調整に支障が出た場合においても協議を行うこと。
- (6) 本業務においては、環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけ、従事人員は本仕様に合わせ適正なものとする。
- (7) 本仕様の細部については、委託者と十分に打合せすること。
- (8) 本業務において知り得た情報等の取扱いには十分留意するとともに、その一切の情報は漏らさないこと。
- (9) その他、本業務履行にあたり疑義が生じた場合は、下記担当者と協議を行った上で、作業にあたること。

### 7 担当者

札幌市危機管理局感染症対策担当課

久井・伊藤

TEL：011-211-3062／FAX：011-218-5115